

専門実践教育訓練明示書

教育訓練施設名称(学校名)		日本総合医療専門学校	
講座の名称		夜間部 医療専門課程 柔道整復学科	
実施方法		通学 (昼間 ・ 夜間 ・ 土日)	
指定講座番号	4	8	1 4 2 — 1 6 2 0 0 1 — 4
講座の創設年月日	平成28年10月1日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成31年9月30日まで	過去一年の講座実績 入講者数(30人) 修了者数(28人)
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間 1800時間

1. 教育訓練目標	
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	■ 業務独占資格・名称独占資格 (柔道整復師) □ 職業実践専門課程 () □ 専門職学位 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学、その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者に受験資格が与えられる。
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況	医療業界(医療従事者として、接骨院・病院)、介護業界(機能訓練指導員として、介護施設)、スポーツ業界(スポーツトレーナーとして、スポーツ団体及び施設)

2. 教育訓練の内容		
教科 (カリキュラム)	時間	使用教材名
別紙添付カリキュラム表参照	1800時間	別紙添付資料参照

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)	
①受講するに当たって必要な実務経験等	特に無し
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	高等学校卒業程度
③その他	特に無し

〔 特記事項 〕

・所定の訓練期間中に、受講認定基準又は修了認定基準を満たすことが出来なくなった場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	28	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	30	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	24	人	受験率(③/②)	80.0	%
④ ③のうち合格者数	18	人	合格率(④/③)	75.0	%
⑤ ②(入講数)のうち就職者数 ※1	22	人			
⑥ ②(入講数)のうち在職者数 ※2	6	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	93.3	%
※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。 ※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。					
(2) 受講修了者による講座の評価等 ※2017年1月実施アンケート調査結果を基に集計。					
① 回答者総数	22	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	7	人	②A: 就業者計	22
	2 非正社員、派遣社員	9	人		
	3 その他の就業(自営業等)	6	人		
	4 学生	0	人	②B: 非就業者計	0
	5 求職中	0	人		
	6 その他(主婦、無職等)	0	人		
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	4	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	22
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	3	人		
	3 社内外の評価が高まる	2	人		
	4 円滑な転職に役立つ	8	人		
	5 趣味・教養に役立つ	3	人		
	6 その他の効果	2	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	0
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	0	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	0	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	18	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	22
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	2	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	1	人		
	4 就職していない	1	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	9	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	22
	2 おおむね満足	12	人		
	3 どちらとも言えない	1	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法		各科目単位認定試験及び公益財団法人柔道整復研修試験財団実施実技(柔道整復・柔道)認定審査試験を行っている。			

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	学則第28条(単位認定)及び第29条(進級の認定)並びに単位認定・進級判定要領・卒業認定要項に準ずる。		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各科目単位認定試験及び公益財団法人柔道整復研修試験財団実施実技(柔道整復・柔道)認定審査試験を行っている。		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	学則第30条(卒業の認定)並びに単位認定・進級判定要領・卒業認定要項に準ずる。		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	学則第24条(単位認定試験)に準ずる。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単位認定試験終了後、個人面談を実施し、成績に応じ個別指導並びにゼミ参加を促す。 ・担当教員が学生からの質問を随時受け、助言指導する体制を整備。 		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家試験対策ゼミの実施。 ・就職説明会(年2回以上)の実施。 ・在学中、卒業後にかかわらず、求人票閲覧や就職相談が可能な体制を整備。 		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 日本医科学総合学院		(代表者名: 黒坂 健)
住所及び連絡先	東京都荒川区東日暮里6-25-13		TEL 03-5850-3500
施設名称及び施設長名	日本総合医療専門学校		(施設長: 黒坂 健)
住所及び連絡先	東京都荒川区東日暮里6-25-13		TEL 03-5850-3500
苦情相談等受付	氏名 森 俊明 所属 教務課	事務担当者	氏名 國井 晶弘 所属 総務課
	氏名 國井 晶弘 所属 総務課		
連絡先	TEL 03-5850-3500	連絡先	TEL 03-5850-3500
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)		3,051,259 円
支払い方法	① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額。)		720,000 円
① 一括払			
② 分割払	② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額。)		2,331,259 円
③ 両方可能			(第1期 471,259 円 第2期 372,000 円 第3期 372,000 円 第4期 372,000 円 第5期 372,000 円 第6期 372,000 円 (うち、必須教材費 99,259 円))
※分割払については特例として認められた者のみ。	【注意】第1期授業料に加算されている必須教材費金額(99,259円)については、平成28年度入学時の価格のため平成29年度は価格改正により変更となることがある。		
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)		40,000 円
	① 任意の教材費(税込額)		0 円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)		0 円
	③ 施設維持費(税込額)		0 円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)		40,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額)		3,091,259 円

〔特記事項〕

- ・入学金や受講料(授業料)等の減免を受けた場合は、減免後の金額が「教育訓練対象経費」になります。
- ・教育訓練期間内に行われた再試験や補講に要する追加的な費用は「教育訓練経費」には含まれません。
- ・必須教材費は、入学年度等により、差異があります。

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料（最大3年分）に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。（4）専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。